

平成30年度保育所(園)新規入所者を受付

平成30年4月以降に保育所(園)へ入所を希望する児童の申込を受け付けます。
 なお、継続入所(園)の方には、後日、各保育所(園)を通じて現況届の関係書類を送付します。
 保育所(園)へ入所(園)できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- | | |
|------------------------------|---|
| ①就労 | ⑤災害復旧 |
| ②妊娠・出産 | ⑥求職活動(起業準備を含む) |
| ③保護者の疾病・障がい | ⑦就学 |
| ④同居または長期入院等をしている
親族の介護・看護 | ⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している
子どもがいて継続利用が必要であること |



※入所(園)希望児童が定員を上回る場合、入所(園)できないことがあります。

受付期間 12月1日(金)～15日(金)

※町外の保育所(園)への入所を希望する方は、各市町村で別に定める締切があるため、11月24日(金)までに健康づくりセンター「プラム」へ申込用紙を提出してください。

※平成30年4月から光町中央幼稚園が認定こども園になる予定です。入園を希望する方は、直接、光町中央幼稚園で手続きしてください。

申込用紙の配付場所・提出場所 健康づくりセンター「プラム」、町内各保育所(園)

問健康こども課こども班 ☎82-3400

ヘルプカードを見たら手助けを

ヘルプカードは、外見からはわかりにくい障害のある方や妊娠初期の方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。

こんな人にお渡ししています

- ①義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など、外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方
- ②突発的な出来事に対して、臨機応変に対応することが困難な方
- ③視覚障害や聴覚障害等の状況把握が難しい方など

どのように使用するの？

カードの裏面に、配慮や手助けしてほしいことを記入します。カードは、「財布や定期入れに入れておく」、「ケースやストラップに入れて鞆の外に取り付ける」等、持ち歩くことで災害時や緊急時に、周囲の人へヘルプカードを見せ手助けを求めることができます。

こんな手助けをお願いします

- ①電車やバスの中で座席をお譲りください。外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つ事が困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
- ②駅や商業施設等で声をかける等の配慮をお願いします。交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち上がる、歩く、階段の昇降等の動作が困難な方がいます。
- ③災害時は、安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします。視覚障害や聴覚障害等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力で迅速な非難が困難な方、人が大勢いる避難場所等で強いストレスを感じる方がいます。

配布場所 福祉課窓口で配布しています。

問福祉課障害福祉班 ☎84-1257

(表面)



(裏面)

